

第一種動物取扱業登録制度の概要

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」といいます。）に基づき、第一種動物取扱業を営む場合には、飼養施設を設置する事業所ごとに、都道府県知事等への登録が義務付けられています。

1 第一種動物取扱業とは？

（１）業種

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他（競りあっせん業、譲受飼養業）の７業種が対象となります。

業 種	業の内容	例 示
販 売 （取次ぎ又は代理を含む）	動物の小売及び卸売、並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行うこと（その取次ぎ又は代理を含む） ※ 飼養施設を設けて犬猫の販売を行う販売者は「犬猫等販売業者」と定められます。	小売業、卸売業、販売目的の繁殖又は輸入業、露店等における販売のための動物の飼養業、インターネット等による通信販売業（飼養施設を持たない場合を含む）
保 管	保管を目的に顧客の動物を預かること	ペットホテル業、美容業（動物を預かる場合）、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出すこと	ペットレンタル業、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業
訓 練	顧客の動物を預かり訓練を行うこと	動物の訓練・調教業、出張訓練業
展 示	動物を展示すること（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、その他「ふれあい」を目的とする動物の展示
その他 （競りあっせん業）	動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法で行うこと	動物オークション会場の運営
その他 （譲 受 飼 養 業）	動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る）	老犬・老猫ホーム

（２）動物の範囲

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであって、家庭動物や展示動物として利用する動物となっています。畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために飼養し、又は保管しているものは除きます。

※「畜産農業に係るもの」とは、乳、肉、卵、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、使役、競争用等の畜力の利用を目的として飼育又は繁殖される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等をいいます。

（３）第一種動物取扱業の「業」の考え方

「社会性」、「頻度・取扱量」、「営利性」のいずれにも該当するものをいいます。

社 会 性：特定かつ少数の者を対象としたものでないこと等、社会性をもって行っていると認められるもの。

頻度・取扱量：動物等の取扱いを継続反復して行っているもの、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているもの。

営 利 性：有償無償の別を問わず、事業者の営利を目的として営んでいるもの。

（４）第一種動物取扱業の「事業所」の考え方

すでに第一種動物取扱業の登録を受けている方が、登録を受けている事業所以外の場所で動物の取扱いを業として行おうとする場合において、別途、岐阜県の登録が必要になる場合があります。

登録を受けている事業所以外に業を行うための施設があり、かつ一月（ひとつき）※¹単位の営業時間※²及び岐阜県（岐阜市を除く）内での動物の飼養保管時間（本拠地と「業を行う場所」の間の移動時間を除く。）の通算が概ね２４時間を超える業活動を行う場合は、「すでに登録を受けている事業所とは異なる別の独立した事業所」とみなし、別途、岐阜県の登録が必要になります。

（該当する例）・サル回し芸等の巡業

・移動動物園

・出張美容（トリミング） 等

※１ 一月とは、月の初め（一日（ついたち））から月末日までの期間を指します。ただし、月をまたぐ連続する複数日の業活動で、以下の①、②に該当する場合は、第１日目が属する月の業活動として通算します。

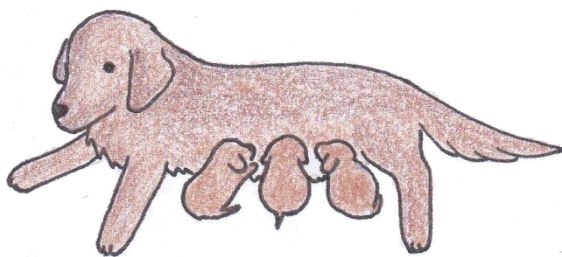
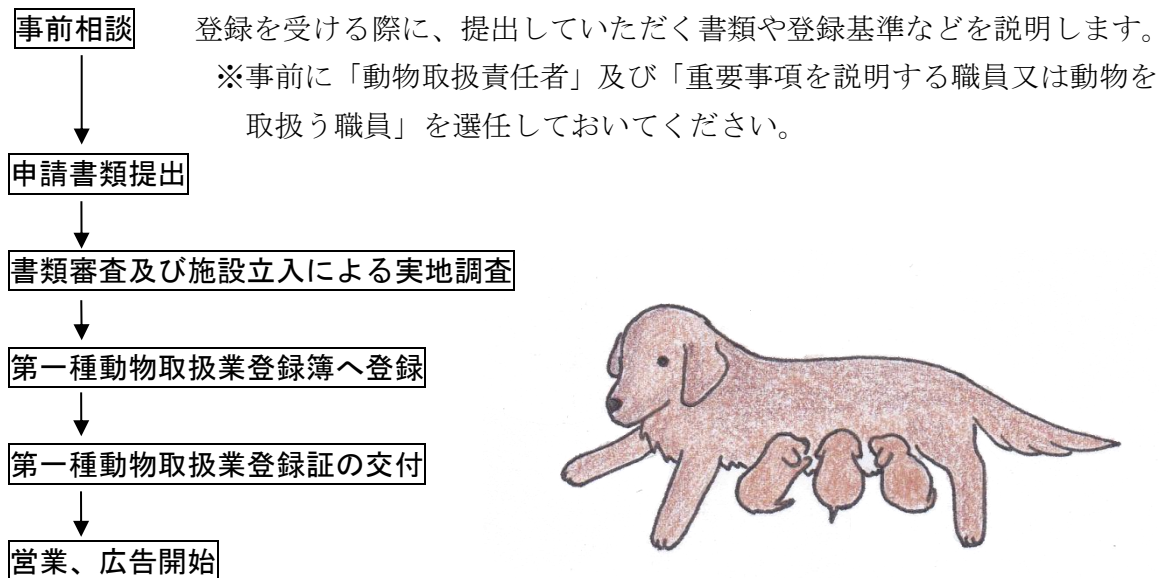
① 日ごとに本拠地の事業所に戻り、かつ同一地において業活動を行う場合

② 日ごとに本拠地に戻らず岐阜県内で滞在して業活動を行う場合（業を行う場所が同一であるか否かは問いません。）

※２ 営業時間は、業活動場所における事業施設の設置が完了した時点から撤去作業を開始するまでの時間をいいます。

2 申請方法

【申請手続きの流れ】



※営業開始後

- ・登録基準及び動物の管理方法等の基準を遵守してください。
- ・動物取扱責任者研修が開催される場合は必ず受講してください。
- ・5年ごとに登録の更新を行ってください。
- ・登録事項を変更する場合、営業を廃止する場合等は届出をしてください。

(1) 事前相談

飼養施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、最寄りの保健所に御相談ください。

＜第一種動物取扱業を行うために必要な条件＞

ア 申請者が次の事項に該当しないこと（法第12条）

- ① 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 登録を取り消され、その処分のあった日から5年を経過しない者
- ④ 第一種動物取扱業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から5年を経過しない者
- ⑤ 業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑦ 動物愛護管理法の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の7第1項第4号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）

若しくは第5号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。））、第70条第1項第36号（同法第48条第3項又は第52条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第72条第1項第3号（同法第69条の7第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第70条第1項第36号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第1号若しくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に解散又は第一種動物取扱業の廃止の届出をした者（相当の理由があるものを除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑩ 前号の期間内に合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止の届出をした者（相当の理由があるものを除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前30日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあった者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑪ 法人であって、その役員又は事業所の業務を統括する使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- ⑫ 個人であって、その事業所の業務を統括する使用人のうちに⑪を除く前各号のいずれかに該当する者があるもの

イ 次の基準に適合すること

- ① 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要な基準（別紙1）（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項）
- ② 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準（別紙2）（規則第3条第2項）

ウ その他必要条件

- ① 申請書・添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。
- ② 重要な事実の記載が欠けていないこと。
- ③ 犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保のために必要な基準に適合すること。（別紙3）（規則第3条第3項）

(2) 申請書の提出

第一種動物取扱業の登録申請時に必要な書類は次のとおりです。

なお、登録申請は、業種ごと、事業所ごとに必要です。

提出書類一覧	○ 第一種動物取扱業登録申請書（様式第1）
	○ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（添付不要）
	○ 申請者（申請者が法人にあっては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）
	○ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）
	○ 販売業を営もうとする者及び貸出業を営もうとする者にあっては、業務の実施方法を明らかにした書類（様式第1別記）
	○ 犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画（様式第1別記2）
	○ 設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図
	○ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合）
	○ 飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者）
	○ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類
	○ 法人にあっては、役員の氏名及び住所
	○ 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類

※その他に、保健所が必要であると判断した書類の提出を求めることがあります。

(3) 動物取扱責任者の選任

事業所ごとに、専属で1名以上の動物取扱責任者（常勤職員）を配置しなければなりません。

動物取扱責任者は、動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2（2(1)ア①～⑫：3ページ）までに該当する者以外の職員であって、下記の要件のいずれかを満たす職員の中から選任してください。

<動物取扱責任者として選任できる要件> （規則第9条第1項）	
イ	獣医師法 （昭和24年法律第186号）第3条の免許を取得している者であること。
ロ	愛玩動物看護師法 （令和元年法律第50号）第3条の免許を取得している者であること。
ハ	営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表に定める種別に係る <u>半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職する者に限る。）</u> または <u>取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験</u> があり、かつ、 <u>営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること</u> （学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について1年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。

- 二 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職する者に限る。）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる１年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

【別表】

第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設あり）	販売（飼養施設有）及び貸出し
販売（飼養施設なし）	販売及び貸出し
保管（飼養施設あり）	販売（飼養施設有）、保管（飼養施設有）、貸出し、訓練（飼養施設有）、展示及び譲受飼養業
保管（飼養施設なし）	販売、保管、貸出し、訓練及び展示
貸出し	販売（飼養施設有）及び貸出し
訓練（飼養施設あり）	訓練（飼養施設有）
訓練（飼養施設なし）	訓練
展示	展示
競りあわせん業	競りあわせん業
譲受飼養業	販売（飼養施設あり）、保管（飼養施設あり）、貸出し、訓練（飼養施設あり）、展示及び譲受飼養業

（４）重要事項を説明する職員又は動物を取扱う職員の選任

事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管方法等に係る重要事項を説明する職員又は動物を取り扱う職員を配置しなければなりません。

これらの職員は、下記の要件のいずれかを満たす職員の中から選任してください。

なお、これらの職員は、動物取扱責任者が兼務することも可能です。

＜重要事項を説明する職員又は動物を取扱う職員として選任できる要件＞

（規則第３条第１項第５号）

- イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに上記別表に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
- ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について１年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。
- ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

(5) 登録審査

申請後、保健所職員が書類審査と実地調査を実施し、登録基準に適合しているかを確認します。

登録基準への適合が認められると、第一種動物取扱業登録簿に記載され、登録証が交付されます。（登録基準に適合しない場合には、登録できません。）

申請者は、登録証が交付されてから、営業を行うことができます。

3 登録後の遵守事項

登録後は、次の事項に注意して営業してください。

(1) 登録基準の遵守（規則第3条）

ア 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するための必要な基準（別紙1）

イ 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準（別紙2）

ウ 犬猫等販売業者にあつては、幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保のために必要な基準（別紙3）

(2) 第一種動物取扱業者の取り扱う動物の管理方法等の基準（別紙4）（基準省令第2条）

ア 幼齢動物の販売の制限

- ① 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売してください。ただし、犬猫の販売等（販売、販売の用に供するための引渡し又は展示）は禁止日齢が決まっています。

【犬猫の販売等の展示禁止日齢（法第22条の5）】

- ・ 令和3年6月1日から出生後56日を経過しない犬猫の販売禁止

※指定犬に係る特例

専ら文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬のみの繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外に販売する場合、例外として禁止日齢は「49日」となります。

- ② 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出してください。
- ③ 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出してください。

イ 展示時間

販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行ってください。ただし、特定成猫（※1）であつて、基準を遵守した管理（※2）が行われていれば、午後8時から午後10時までの間も展示を行うことが可能です。（規則第3条第2項第10号、基準省令第2条第5号イ（1））

※１：「生後１年以上」で「午後８時から午後１０時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されている」猫を言います。

※２：１日の展示時間は１２時間を超えてはいけません。また、展示が行われない夜間は、顧客、見学者等を立ち入らせず、特定成猫の休息が妨げられないようにしなければなりません。

ウ 顧客への事前説明

- ① 販売業者にあつては、販売をしようとする動物について、その生理、生体習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、次に掲げる情報を顧客に対して対面により、文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明してください。さらに、当該文書を受領したことについて署名等により顧客の確認を得てください。

<販売時の顧客への説明事項>

- イ 品種等の名称
- ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ホ 適切な給餌及び給水の方法
- ヘ 適切な運動及び休養の方法
- ト 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ル 性別の判定結果
- ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- コ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等（獣医師より発行された病歴・ワクチン接種に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。）
- レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限る。）

り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)

ソ イからレのほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

※ただし、第一種動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあっては、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

- ② 貸出業者にあっては、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供してください。

<貸出し時の顧客への説明事項>

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ト 性別の判定結果
- チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- リ 当該動物のワクチンの接種状況
- ヌ イからリのほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

- エ 競りあっせん業者は、実施した競りにおいて
売買が行われる際に、販売業者により 3(2)ウ①
： 8 ページに掲げる販売に係る契約時の説明が
行われていることを確認してください。



(3) 記録台帳の作成及び保管

次の事項については、履行状況を記録し、5年間保存してください。

記録台帳名	必要業種	内容	様式（根拠法令）
動物に関する帳簿	販売業 貸出業 展示業 譲受飼養業	犬猫販売業者は個体ごとに、それ以外は品種ごとに、所有した日、販売若しくは引渡しをした日、死亡した日等を記載	任意様式（法第21条の5第1項）
飼養施設及び動物の点検状況記録台帳	全業種	飼養施設の管理について、1日1回以上巡回を行い、清掃、消毒及び保守点検の実施状況を記録	参考様式第9（基準省令第2条第1号イ（3）） ※任意様式
	全業種	動物の管理について、1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況を記録	参考様式第9（基準省令第2条第7号ム） ※任意様式
繁殖実施状況記録台帳	販売業 貸出業 展示業	動物を繁殖させる場合、その実施状況（交配日、出産日、出産数、母子の状態等）を記録 犬又は猫を繁殖させる場合は、雌の交配時の年齢、出産回数、今後繁殖に供する可能性についても記録	参考様式第10（基準省令第2条第6号ハ） ※任意様式
取引状況記録台帳	全業種	動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況（取引の相手方氏名、取引内容等）を記録	参考様式第11（基準省令第2条第7号エ） ※任意様式

動物に関する帳簿には、次の事項を記載してください。帳簿は5年間保存してください。

＜帳簿に記載する事項＞（規則第10条の2）

- 1 当該動物の品種等の名称
- 2 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所）
- 3 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

- 4 当該動物を所有し、又は占有するに至った日
- 5 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 6 当該動物の販売又は引渡しをした日
- 7 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
- 8 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- 9 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名
- 10 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第21条の4に規定する情報提供及び基準省令第2条第7号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
- 11 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第2条第7号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
- 12 当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。）した日
- 13 当該動物の死亡の原因

（４）動物販売業者等の定期報告（法第21条の5第2項）

動物販売業者、貸出し業者、展示業者、譲受飼養業者は、毎年度、年度末から60日以内（5月30日まで）に「動物販売業者等定期報告届出書（様式第11の2）」を必ず提出してください。

＜報告する事項＞

- イ 年度開始日（4月1日）において所有していた動物の種類ごとの数
- ロ 年度内に新たに所有するに至った動物の種類ごとの数
- ハ 年度内に販売もしくは引渡しをした動物の種類ごとの数
- ニ 年度内に死亡した動物の種類ごとの数
- ホ 年度末（3月31日）に所有していた動物の種類ごとの数
- ヘ 犬猫以外の動物に含まれる品種等

※ロ～ニについては、月ごとの数を報告します。

（５）標識の掲示等（規則第7条）

ア 事業所には、顧客の出入口から見やすい位置に標識（様式第9）又は登録証を掲示してください。

イ 事業所以外の場所で営業をする場合は、併せて、次の事項を記載した識別章（様式第10）を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示してください。

＜標識の記載事項＞

- 1 第一種動物取扱業者の氏名又は名称
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- 4 登録番号
- 5 登録の年月日及び有効期間の末日
- 6 動物取扱責任者の氏名

＜識別章の記載事項＞

上記 1～5

（６）広告等の表示規制 （基準省令第２条第７号ケ）

第一種動物取扱業の実施に係る広告の表示・掲出方法について、次のとおり制限がありますので、遵守してください。インターネット上のホームページ、SNS等を利用した広告についても同様です。

ア 事業活動に関する広告の表示

※ 第一種動物取扱業の登録に関する次の情報を必ず記載してください。

- イ 第一種動物取扱業者の氏名又は名称 ロ 事業所の名称 ハ 事業所の所在地
ニ 第一種動物取扱業の種別 ホ 登録番号 ヘ 登録年月日
ト 登録の有効期間の末日 チ 動物取扱責任者の氏名

※ 広告の内容は、次の例のような過度に強調すること等により、安易な飼養や保管を助長することにならないように注意してください。

- ① 事実と反した飼養又は保管の容易さ ② 幼齢時の愛らしさ
③ 生態及び習性に反した行動 等

イ 販売動物の表示

※ 販売するすべての動物を顧客が目視、写真等により確認できるようにしてください。

※ 動物ごとに、次の情報を顧客から見やすい位置に文書により表示してください（インターネット販売の場合でも、これらの情報を掲示してください。）。

- イ 品種等の名称
ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
ハ 性別の判定結果
ニ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
ホ 生産地等
ヘ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

(7) 動物取扱責任者研修 (規則第10条)

第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に、動物取扱責任者研修を受講させることが義務づけられています。

保健所から動物取扱責任者研修の案内がありますので、必ず受講させてください。

動物取扱責任者研修を受講した後は、事業所内で研修内容を共有し、従業員教育を行ってください。

(8) その他 (法第21条の2、法第21条の3)

ア 取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること、その他感染症の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施してください。

イ 第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講じてください。

(9) 犬猫等販売業者の遵守事項 (上記遵守事項の他、犬猫等販売業者の方は次の事項を守ってください)

ア 犬猫等健康安全計画の作成及び計画の遵守 (様式1別記2)

- ・ 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持する体制を整備
- ・ 販売が困難になった犬猫等の取扱い (終生飼養の確保)
- ・ 幼齢な犬猫の健康と安全を保持するための飼養、保管、繁殖、展示方法、飼養・保管方法

イ 展示方法 (展示を行う場合)

- ・ 展示時間は朝8時から夜8時までとする。
- ・ 長時間連続して展示を行う場合は、犬猫が休憩できる設備に自由に移動できる状態を確保する、または展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- ・ 健康状態を確認し、異常が認められた場合は展示を行わない。
- ・ 顧客に対し展示動物が怯えないよう注意喚起を行うこと。



(10) マイクロチップの装着及び情報登録 (法第39条の2～第39条の8)

<犬猫等販売業者>

ア マイクロチップの装着

犬猫等販売業者が令和4年6月1日以降に、犬又は猫を取得した場合は、当該犬猫を取得した日 (生後90日以内の犬猫を取得した場合は、生後90日を経過

した日) から30日を経過する日まで (その日までに譲渡しをする場合、譲渡しの日まで) にマイクロチップを装着しなければなりません。

イ 情報登録

犬猫等販売業者が所有する犬又は猫にマイクロチップを装着したときは、装着

した日から30日を経過する日（その日までに譲渡しをする場合、譲渡しの日まで）に、以下の犬又は猫の情報について記載した登録申請書を指定登録機関へ提出し、環境大臣の登録を受けなければなりません。

指定登録機関：（公社）日本獣医師会

「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」

<登録事項>

- 1 氏名及び住所（法人の場合、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 電話番号
- 3 登録を受けようとする犬又は猫の所在地
- 4 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 5 申請日
- 6 個人又は法人の別
- 7 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
- 8 犬又は猫の名
- 9 犬又は猫の別
- 10 犬又は猫の品種
- 11 犬又は猫の毛色
- 12 犬又は猫の生年月日
- 13 犬又は猫の性別
- 14 犬又は猫の特徴となるべき事項
- 15 狂犬病予防法施行規則第4条の登録年月日及び登録番号
- 16 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人の場合、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- 17 第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の別
- 18 第一種動物取扱業の業種
- 19 第一種動物取扱業種別登録番号
- 20 登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号

ウ 変更登録

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得した日から30日を経過する日（その日までに譲渡しをする場合、譲渡しの日）までに、変更登録を受けなければなりません。

エ その他の届出

登録事項に変更を生じたときは、変更を生じた日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

＜その他＞

ア 登録を受けた犬又は猫の販売（譲渡し）は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければなりません。

イ 法第39条の7の規定により、マイクロチップの登録を受けた犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、当該犬に装着されているマイクロチップが狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされます。（狂犬病予防法の特例）

犬の登録が別途必要かどうかは、犬の所在地を管轄する市町村にお問い合わせください。

ウ 登録を受けた犬又は猫が死亡したとき、当該犬又は猫から健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき、登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を識別することができなくなったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

＜犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者＞

ア マイクロチップの装着

所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければなりません（努力義務）。

イ 情報登録

所有する犬又は猫にマイクロチップを装着したときは、装着した日から30日を経過する日（その日までに譲渡しをする場合、譲渡しの日まで）に、犬又は猫の情報について記載した登録申請書を指定登録機関へ提出し、環境大臣の登録を受けなければなりません（義務）。（登録内容は14ページ参照）

ウ 変更登録

登録を受けた犬又は猫を取得した者は、犬又は猫を取得した日から30日を経過する日（その日までに譲渡しをする場合、譲渡しの日）までに、変更登録を受けなければなりません（義務）。

4 第一種動物取扱業登録後に届出が必要な事項

（1）登録の更新（法第13条）

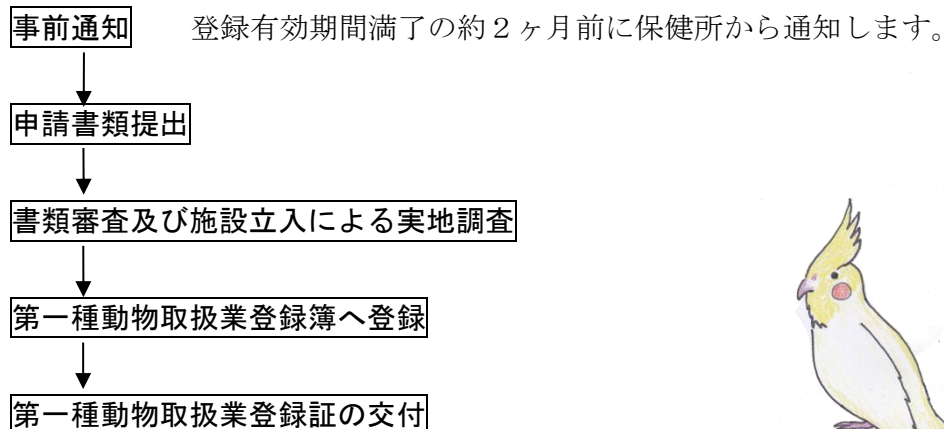
第一種動物取扱業は、5年ごとに更新が必要です。

申請書は、第一種動物取扱業登録更新申請書（様式第4）ですが、その他の添付書類は、当初の登録申請時と同じです。

なお、登録後、飼養施設等に変更がなければ、添付する書類は省略することができます。

2業種以上登録をしている場合でそれぞれの有効期限が異なる場合は、更新手続き対象業種以外のものに関しても、同時に更新手続きを行うことができます。ただし、有効期間は更新対象業種の登録の有効期限に合わせることになります。同時に更新手続きを希望される場合は保健所へご相談ください。

【更新手続きの流れ】



(2) 登録事項の変更届

ア 事前に変更の承認が必要な事項（法第 14 条第 1 項）

「業務内容及び実施の方法」、「飼養施設の設置」、「犬猫等の繁殖を行うかどうか」について変更する場合又は「犬猫等販売業を営もうとする場合」には、事前に変更届を保健所に提出し、保健所の承認が必要です。

なお、新たな業種の営業を開始する場合（例：動物販売業の登録者が、新たに動物保管業を開始する場合）には、登録申請が必要です。

① 第一種動物取扱業の業務内容及び実施方法を変更する場合

提出書類	☐ 業務内容・実施方法変更届出書（様式第 5） ☐ 販売業及び貸出業の場合にあっては上記のほか、業務の実施の方法を明らかにした書類（様式第 1 別記）
例）ペットシッターが保管業の登録後、新たに飼養施設を設け、ペットホテルとして保管業を行う場合 → この場合、「飼養施設設置届出書」、「ケージ等の平面図・立面図」（犬猫の飼養・保管を行う場合）も必要となります。	

② 第一種動物取扱業の登録後に新たに飼養施設を設置しようとする場合

提出書類	☐ 飼養施設設置届出書（様式第 6） ☐ 飼養施設の平面図 ☐ 飼養施設の付近の見取図 ☐ ケージ等の平面図・立面図（犬猫の飼養・保管を行う場合） ☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類
例）飼養施設を有しない第一種動物販売業から、飼養施設を有する第一種動物販売業に変更する場合 → この場合、「業務内容・実施方法変更届」も必要となります。 飼養施設を有しない第一種動物販売業の実務経験は、施設を有する第一種動物販売業の動物取扱責任者の資格要件になりませんので留意してください。	

③犬猫等販売業であって、犬猫等の繁殖を行うかどうかの別を変更する場合

提出書類	☐ 業務内容・実施方法変更届出書（様式第 5） ☐ 犬猫等健康安全計画（※内容に変更が生じる場合）（様式第 1 別記 2）
例）繁殖を行わない販売業から、繁殖を行う販売業に変更する場合※ → 繁殖の実施に伴い施設の変更がある場合は登録事項の変更が必要となる場合があります。 ※犬猫等販売業者が繁殖をやめた場合も対象となります。	

④犬猫等の販売業を営もうとする場合

提出書類	☐ 犬猫等販売開始届出書（様式第 6 の 2）
例）犬猫等以外の動物販売業をする場合から犬猫等の販売も開始する場合 → 第一種動物販売業を登録していない者が犬猫等の販売を行う場合には、第一種動物販売業の登録が必要です。	

イ 変更後 30 日以内に届出が必要な事項（法第 14 条第 2 項）

ア	氏名・名称・住所・代表者氏名
イ	事業所の名称・所在地
ウ	動物取扱責任者の氏名
エ	主として取り扱う動物の種類及び数
オ	飼養施設の所在地・構造及び規模・管理の方法
カ	役員の氏名・住所
キ	事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
ク	事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員
ケ	事業所に配置される職員の最低数
コ	営業時間
サ	犬猫等健康安全計画の内容
シ	犬猫等販売業を営むことをやめた場合

提出書類	○ 第一種動物取扱業変更届出書（様式第7）
	○ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（添付不要）
	○ 申請者（申請者が法人にあっては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類（参考様式第1）
	○ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類
	○ 犬猫等健康安全計画（様式第1別記2）
	○ 設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図
	○ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合）
	○ 飼養施設の付近の見取図
	○ その他必要とする書類
	○ 犬猫等販売業廃止届（様式第7の2）
	○ 動物販売業者等定期報告届出書（廃止した月までの頭数を記載）（様式第11の2）

※上記提出書類は、変更事項によって異なります。

＜軽微な変更として届出を要しない場合＞（規則第5条第4項）

ア	飼養施設の規模の増大 その増大に係る部分の床面積が、登録を受けたとき（変更届出をしたとき。以下同じ。）から通算して、登録を受けたときの <u>延べ床面積の30パーセント未満</u> であるもの
イ	設備等に係る変更 （ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更） 次に掲げる事項に係る部分の床面積が、登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の <u>延べ床面積の30パーセント未満</u> であるもの ① 設備等の増設 ② 設備等の配置の変更
ウ	照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
エ	設備等に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
オ	飼養施設の管理の方法の変更
カ	営業時間のうち夜間に含まれない部分の変更

（3）第一種動物取扱業登録証の再交付（規則第2条第6項）

4（2）イ：17ページの変更のうち、第一種動物取扱業登録証の記載事項に変更を生ずる場合は第一種動物取扱業登録証の再交付申請ができます。

＜第一種動物取扱業登録証記載事項＞	
ア	第一種動物取扱業者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）
イ	第一種動物取扱業者の住所
ウ	事業所の名称
エ	事業所の所在地
オ	登録に係る第一種動物取扱業の種別
カ	動物取扱責任者の氏名

（４）廃業等の届出（法第１６条）

第一種動物取扱業の登録事業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その事実が発生した日から３０日以内に廃業等届出書を提出してください。

第一種動物取扱業者の該当事項	届出者
① 死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤ その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合	第一種動物取扱業者であった個人又は第一種動物取扱業者であった法人を代表する役員

５ 登録の取消し等

飼養施設の構造、動物の管理方法、又は犬猫等健康安全計画の内容が基準に適合しなくなった場合等には、登録の取消しや業務停止（最長６か月）を命令されることがあります。

また、無登録営業や改善命令に従わなかった場合については、１００万円以下の罰金が課せられる場合もあります。

なお、第一種動物取扱業の登録取消し後（届出による廃業、更新期限切れを含む）についても、取消し後２年間は必要に応じて保健所による指導、勧告、命令、立入検査、報告徴収が行われることがあります。

犬猫等販売業には、死亡数の増加等により不適正な飼養や犬猫等健康安全計画の遵守違反が疑われる場合等には、検案書や死亡診断書の提出を命令されることがあります。

6 その他

第一種動物取扱業を営もうとする場合、動物愛護管理法による登録を受けるほか、取り扱う動物の種類や施設の場所により、次の許可等が必要です。

（１）動物の愛護及び管理に関する法律

「特定動物の飼養保管許可」（法第25条の2、第26条）

特定動物の飼養は原則禁止です。ただし、特定の目的で特定動物の飼養又は保管を行うおうとする場合は、特定動物の種類ごとに、特定飼養施設ごとに飼養保管許可を受けてください。

許可を受けるためには、人的な要件、飼養施設の基準及び特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置の基準を満たす必要があります。特定動物には、指定された部位にマイクロチップ等の個体識別措置を施してください。

＜特定動物の飼養又は保管を行う特定の目的＞

- 1 動物園その他これに類する施設における展示
- 2 試験研究又は生物科学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- 3 生業の維持（※）
- 4 特定動物の飼養が禁止される前に飼養許可を受け、飼養を継続する場合
- 5 特定動物を飼養又は保管する者が死亡し、特定動物を相続する場合
- 6 その他公益上の必要があると認められる目的

※特定動物の飼養が禁止される前から当該種に関する特定の業活動を継続させる場合のみが対象となります。新たに取扱いを開始する場合、新たな品種について許可を取得する場合は含まれず、許可を受けることはできません。

（２）狂犬病予防法

9 1日齢以上の犬を飼養する場合は、犬の登録が必要です。登録は犬の所在地を管轄する市町村で行ってください。ただし、マイクロチップを装着した犬の所在地を管轄する市町村長が、動物愛護管理法第39条の7に基づく狂犬病予防法の特例に係る求めがあった場合は、登録を受けた犬の情報が市町村長に通知され、その通知が犬の登録の申請とみなされます。求めがあった市町村の情報は、指定登録機関のホームページで閲覧できます。

犬の登録のほか、毎年1回狂犬病予防注射を受けてください。

販売時に、上記事項について顧客へ説明してください。



（３）化製場等に関する法律

岐阜県化製場等に関する法律施行条例で定める指定区域において、同条例で指定された動物を一定数以上飼養又は収容する場合は、許可が必要です。

飼養又は収容する施設は、施設基準を満たさなくてはなりません。

※ 区域指定される要件

- ・ 人口密度が一平方キロメートルあたりおおむね三千人以上である町又は字
- ・ 市街的形態を成している区域内にある戸数が全戸数のおおむね五割以上である町又は字
- ・ 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字

※ 指定区域の詳細については保健所にお問い合わせください。

※ 指定された動物と対象になる数

牛（１） 馬（１） 豚（１） めん羊（４） 山羊（４） 犬（１０） 鶏（１００） あひる（５０）

化製場等に関する法律（昭和２３年７月１２日 法律第１４０号）

第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

その他、建築基準法や消防法の適合施設である旨の審査など、上記以外の他法令で規制がある場合がありますので留意してください。